

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	私立幼稚園等補助事業に係る連絡調整業務
発 注 課	子) 施設運営課
選 定 事 業 者	一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、市内の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園等（以下「幼稚園等」という。）計252園に対する補助金（教材教具等整備費補助、特別支援教育事業費補助）の申請受付及び一次審査のほか特別支援教育事業に係る研修運営を行うもので、特定の専門性が求められる業務である。</p> <p>専門性については以下のとおり。</p> <p>(1) 補助金（教材教具等整備補助、特別支援教育事業費補助）の申請受付・一時審査 教材教具整備や特別支援業務は、札幌市の幼児教育の現場における子どもたちの発達段階や学習ニーズに応じて、各園にて質の高い幼児教育を提供するために実施するものである。申請内容を正確に理解し、適切な判断を下すためには、札幌市の幼児教育に関する専門的な知識と深い理解が必要不可欠である。これにより、各園が必要とする教材や教員を適切に整備し、子どもたちに対してより良い教育環境を提供することが可能となる。</p> <p>(2) 特別支援教育事業に係る研修運営 特別支援教育については、各幼稚園において、障がいのある、もしくは疑いのある幼児に対して適切な指導及び必要な支援が行える保育環境を整備するために実施するものである。研修を通じて保育者の資質向上を図り、質の高い教育を実現することが重要であることから、札幌市の幼稚園等における具体的な課題等を熟知したうえで、研修の実施主体である幼教センターと連携して研修を運営できることが必要である。</p> <p>○（一社）札幌市私立幼稚園連合会（以下「本団体」という）を相手方とする理由 本団体は、札幌市内の私立幼稚園を統括し、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、幼児教育の更なる充実を目指すことを目的として活動している。本団体は、日頃から各園との密接な関わりがあり、円滑かつ公平な対応が可能であるほか、幼児教育に関する専門的な知識や経験を有し、市内の幼稚園が抱える課題やニーズについても熟知していることから、本業務の円滑な運営の確保等を踏まえると、本団体以外との契約は札幌市にとって不利となる。</p> <p>以上のことから、本業務はその性質が競争入札に付することが不利なものと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決 定 日	令和7年1月28日